

第10回

多重債務者対策本部有識者会議

2008年12月2日

金融庁 総務企画局

午前10時04分 開会

○吉野座長 ただいまから第10回目の多重債務者対策本部有識者会議を開催させていただきます。

今日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日も公開となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、事務局のほうから、配布資料の確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小野信用制度参事官 おはようございます。本日も、よろしくお願いいたします。

お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず、資料10-1として、後ほどご説明させていただきますが、事務局提出「有識者会議の今後の進め方について」というA4の横の1枚紙がございますので、ご確認ください。

次に、資料10-2として、中小企業庁のほうからご提出いただいている資料がございます。

その後、資料10-3として、本日、ヒアリングにご参加いただきます田辺商工会議所のほうから「マル経融資（小規模事業者経営改善貸付）事例」の資料がございます。

次に、資料10-4として、同じく今日、ヒアリングにご参加いただいております秋田県の商工会連合会のほうから、「秋田県小規模事業者の資金調達の現状について」という資料がございます。

最後に、資料10-5として、宇都宮先生から提出いただいております資料がございます。

また、そのほか、別添といたしまして、後ほどご説明をお願いいたしますが、法務省提出資料、また、部数が少ないものですから席上配布となりますけれども、全国ヤミ金融対策会議、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会のほうから、「ヤミ金撲滅マニュアル」というものを配布させていただいております。

以上でございます。

○吉野座長 それでは、今日の会議の進め方をご説明させていただきますが、前々回、前回に引き続きまして、多重債務問題の現状を把握するためにヒアリングを行う予定でございます。これに先立ちまして、事務局から、この多重債務者対策本部有識者会議の今後の予定についてご説明をいただき、それから次に、前回の会合で本多委員からご質問がございました件で、法務省のほうからご回答いただくことになっております。それで、一度、質疑応答をさせていただきまして、その後、後半のメインテーマであります中小企業の現状につきましてヒアリングを行い、自由討議をさせていただきたいというふうに思います。

それでは最初に、有識者会議の今後の予定について、事務局からご説明をお願いいたします。

○小野信用制度参事官 それでは、先ほどお話ししました資料10-1の「多重債務対策本部有識者会議の今後の進め方について」を、ご説明させていただきます。

前回のご議論の中で、どういう目的でヒアリングをやっているのか、今後、どういう方向に進んでいくのか、全体の俯瞰図というものを示すべきではないかというご議論がございまして、それで私ども事務局のほうで考え方を整理したものが、この横紙でございます。

ご承知のとおり、多重債務問題改善プログラムというものは、4つの柱から成っております、これを一昨年つくりまして、今年5月に1年間どうやってきたかということフォローアップいたしました。今年は2年目ということで、さらにこれが現場でどのように浸透しているかということをごきちんと確認していくことが重要であるというのが、今年5月の有識者会議の皆様のご意見でございました。それを踏まえまして、この4つの柱が現場でどのように浸透しているかということについて、現場の方々をお招きして、現場の意見、現場がどういう状況に直面しているかということをごきちんと聞きながら、このフォローアップを進めていってはどうかということで、この夏から有識者会議の先生方の皆様に、精力的にヒアリング、それから意見交換をしていただいているところでございます。

したがって、今後もこの4つの柱、すなわち、1番目が、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化ということ。それから2つ目は、いわゆるセーフティネットの貸付の提供。3番目は、多重債務者発生予防のための金融経済教育の充実・強化。4番目が、ヤミ金撲滅のための取締りの強化という、この4つの柱に沿って、それぞれヒアリングを進めてまいりましたし、今後もヒアリングを進めていってどうかということでございます。

特に、視点でございますけれども、まず相談窓口の充実ということにつきましては、やはり地方自治体の皆さんというのが、多重債務で苦しんでいる方々に一番近いところにおいて、そこが一番重要な窓口であると。その窓口の整備の進捗がどのように図られてきているかということが、1つ、視点として重要なものであろうということで、これまでも相談窓口の状況について、東京都の消費生活センターのお話をお伺いいたしましたし、実際、9月には、委員の有志の方々に、この東京都の消費生活センターに行っていただきまして、実際の多重債務の相談状況をご視察いただいたところでございます。

今後も、さらにこういう視点からヒアリングを進めていただければと存じますが、実は今、私ども金融庁のほうで、都道府県、市町村の相談窓口、多重債務相談の取組状況についてアンケートを実施しておりまして、今、その調査結果がどんどん上がってきております。この調査

結果を、いろいろと分析いたしまして、ぜひ今後、この有識者会議でも、今どうなっているかということにつきまして、少しデータを使っていろいろと分析結果をご披露し、ご審議いただければというふうに思っております。そういうものを、今後、やっていきたいと思っております。

また、つらつら考えますと、法第32条第8項では、貸金業協会というのは、借入れに関する相談とか助言、またその他の支援、カウンセリングを業務として行うことが求められておりますので、1回、この貸金業協会に、どのような相談・助言等支援をやっているのかということについて、ヒアリングしてはどうかとも考えています。また、同じように貸金業者の皆さんにつきましても、法第12条の8で、返済に関する助言又は相談等を適正かつ確実に実施することができるカウンセリングを紹介するように努めるという規定がございますので、どのようにしてそのような紹介を行っているのかという実情を聞くことも考えられるのではないかと思っております。

それから次に、セーフティネットでございますが、セーフティネットにつきましては、大きく分けますと、消費者向けのセーフティネット貸付、それから事業者向けセーフティネット制度というのがあるわけがございます。これにつきまして、特に生協等が行っておりますセーフティネットの貸付の現状とか多重債務問題の解決に果たしている役割というものについて、ヒアリングしてはどうかと。また、公的な部門でもやっておりますので、その役割について見ていくということで、これまでも生協、それから大阪府社会福祉協議会からヒアリングさせていただきましたが、今後もさらにいろいろな都道府県の取組、特に先般、高橋先生のほうからご紹介いただきました宮城県の栗原市のほうで、独自の非常に積極的な取組を行っておりますので、1回、この栗原市のほうにもお願いして、その取組の状況についてヒアリングをしてはどうか考えております。引き続き、こういう独自の取組ですとか事例というものを発掘し、それを他の自治体等へも紹介する。又は、そういう先進的な取組をやっていく上での問題点等についても把握してはどうかということを考えているところでございます。

次に、事業者向けのセーフティネットにつきましては、まさに今日、地域の中小企業者の状況等につきましてヒアリングをお願いしております。和歌山県の田辺市と秋田県のほうからおいでいただいておりますけれども、今日のヒアリングも踏まえまして、さらに必要に応じて中小事業者向けのセーフティネットの状況、又はその問題点についても、引き続きヒアリングをやってはどうかと思っております。

3番目の柱の金融経済教育につきましては、先般、公民の教科で非常に積極的な取組をなさ

っている海老名高校の先生のお話をお聞きしましたが、家庭科のほうでもいろいろやっているというお話でございますので、家庭科のほうでもどのように行っているのかとか、また、金融機関も独自にいろいろと金融教育をやっておりますので、そのようなことについても、今後、聞いていきたいと思っております。

4番目のヤミ金につきましては、また引き続き、今、どのようなヤミ金の状況、どういう対策がなされているかについて、引き続きヒアリングしていきたいと思っております。

また、このような4つの柱のヒアリングに加えまして、やはり貸金業業界全体が、今、どういう状況にあるのか、業界としてどういう取組をしているのかということにつきましても、やはりこの貸金業の全体をわかりませんと、なかなか多重債務対策本部としても進めていくことが難しい面もございますので、全体を把握するという意味で、この消費者向け貸付、事業者向け貸付の状況等につきまして、貸金業者の方からヒアリングをいたしたいと存じます。先ほど申しました、一方で貸金業協会とか貸金業者の方には、アドバイスをするとか、カウンセリング機関を紹介するというような役目がございますので、そういうものと併せて、消費者向け貸出、事業者向け貸出の状況等につきまして、1回、ヒアリングをしてみてもどうかというふうに考えています。

また、併せまして、さまざまなデータをもって、これからデータ整備してきております信用情報機関からのヒアリング、どういう情報データを持っているのか、どういうデータ整備を進めているのか、問題点は何かということにつきましても、一度、併せてヒアリングしてはどうかと思っております。

こういうヒアリングを、これからもさらに年明けも進めていきまして、私どもとしましては、春にまたプログラムのフォローアップになりますので、そのフォローアップに結びつけて、さまざまな現状、進捗状況、問題点について、このようなヒアリング、それからデータを整備しますので、データをいろいろ分析もしまして、そういうものをお示しして、ぜひ先生方に、来年のフォローアップに結びつけていただければどうかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○吉野座長 ただいまご説明いただきました資料10-1は、前回、ヒアリングだけでどうやっているんだというご質問がございましたので、この表をまとめさせていただきました。

一番右側にありますように、ずっとこれに従いまして、ヒアリングをさせていただきたいと思っておりますが、池尾先生からのご意見では、もう少しできれば定量的にできるところは、しっか

り定量的につかんで議論すべきではないかということでございましたので、例えば、消費者の現状がどうなっているかとか、今、いろいろアンケート調査をされているようですから、それを踏まえ、それから中小企業に関しましても、今後、もし可能であれば、中小企業庁の方からデータを示していただきたいと思ひますし、それから金融教育のところでも、文部科学省のほうからどれくらいの学校でこういうものが浸透しているのか、それが十分であるかどうかというようなことも、いつか教えていただければと思ひます。それから、ヤミ金対策に関しましても同様ですので、潜在的にこれが増えているのか、それとも大丈夫なのか。それから、最後のところは、一番右の下でございませうけれども、貸金業協会の業者が現在どうなっているかというようにところも定量的に説明いただき、最後に信用情報機関というものがございませうが、これも1つ、重要なところでございませうして、多重債務で何件ぐらい借りているか、名寄せがしっかりできているのか、それからどれくらいの金額を借りているか。現在、信用情報機関は1つ合併されたようではございませうけれども、その機関が本当に動いているかどうかということも、しっかり定量的に把握させていただければと思ひます。

また、皆様からお気づきの点がございませうして、これにこういうものを加えたほうがよいというようなことがございませうしたら、後で事務局のほうにお寄せいただひて、なるべくこの表をよいものにしていきながら、定量的に、そしてまた、ヒアリングをさせていただきたいというふうに思ひております。よろしくお願ひいたします。

それでは、この表はこれまでにさせていただきませうして、次に、前回、本多委員のほうからご質問がございませうした五菱会ヤミ金融事件の被害回復給付金の分配状況につきまして、法務省刑事局の森本参事官から、簡潔にご報告をいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。○山元法務省刑事局総務課参事官 法務省刑事局参事官の山元でございませう。よろしくお願ひいたします。森本は、ちょっと所用がありませうして、私のほうでご説明させていただきます。

五菱会ヤミ金融事件における被害回復給付金支給手続でありますので、資料をお手元に配布させていただきませうしておりますので、これをご覧いただきながらお聞きいただければというふうに思ひております。

この支給手続は、平成18年12月に施行されました犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づいて行われているものであります。

まず、支給手続の一般的な流れについて、お手元の配布資料のうち、「被害回復給付金支給法の概要」というふうに冒頭に書かれておりますペーパーに沿ってご説明したいと思ひます。

まず、ご説明の前提でありますので、平成18年12月には、いわゆる組織的犯罪処罰法の改正法

も施行されております。この際に、振り込め詐欺やヤミ金融などの財産犯等によって犯人が被害者から得た財産、すなわち犯罪被害財産については、一定の条件の下で、刑事裁判により犯人から没収・追徴することができるようになっております。

このようにして、判決によるわけではありますが、犯罪被害財産を没収・追徴した場合や、それ以外にも、我が国で行われた犯罪行為により得られた犯罪被害財産が外国で没収され、外国から我が国にその犯罪被害財産が譲与された場合にも、検察官はこれらを給付資金として、被害者の方々に被害回復給付金として支給することができることになっています。

したがって、我が国の裁判で没収・追徴された犯罪被害財産、あるいは外国で没収され、外国から我が国に譲与された犯罪被害財産が、この被害回復給付金支給手続の対象になるわけがあります。

具体的な手続ではありますが、左側の流れが上から下に書かれておりますが、この基本的な支給手続を見ていただきますと、検察官はこれらの犯罪被害財産を給付資金として保管した後で、支給手続を開始することになります。開始するときには、支給の対象となる犯罪行為の範囲や申請期間等を定めまして、支給手続を開始したことを官報に公告いたします。それとともに、把握しております被害者の方々に、手続が開始されたことを通知してお知らせすることになっております。そして、被害者の方々の申請をいただきまして、その申請に基づいて、この被害者の方々に支給することの可否や支給額を判断して、被害回復給付金を支給するという流れになっております。

なお、これらの支給手続の一部を、弁護士の先生から選任させていただいた被害回復事務管理人に行ってもらえることになっております。実は、現在、手続が行われております五菱会ヤミ金融事件の被害回復手続でも、この事務管理人を選任させていただいて、事務を行っているところであります。

では、五菱会ヤミ金融事件の概要ではありますが、お手元の配布資料に「五菱会ヤミ金融事件における被害回復給付金支給手続について」という、簡単で恐縮ではありますが、1枚紙を配布しておりますので、これをご覧いただければと思います。

これは、五菱会という暴力団の関係者らが、昭和63年ころから平成15年8月ころまでの間に、違法なヤミ金融業で得た犯罪収益の一部を、スイス連邦チューリッヒ州にある金融機関に送金して隠匿していたわけでありまして、チューリッヒ州は、この犯罪収益を没収いたしました。それを受けまして我が国は、スイス連邦と交渉いたしまして、本年4月に、没収した資産のうち約50%の約29億円の譲与を受けたわけでありまして、本年5月に、我が国に送金されました。

したがいまして、その後、東京地検では、本年7月25日に、この約29億円の譲与金を給付資金といたしまして、支給手続の開始決定をしたわけであります。東京地検では、被害に遭われた可能性がある約3万7,000人の方々に、手続が開始したことをお知らせする通知をお送りしております。そして、東京地検では、先ほどもお話ししましたように、弁護士4名を被害回復事務管理人として選任いたしまして、検察庁内に「三菱会事件被害回復センター」を設置いたしまして、各種問い合わせへの対応や申請の受付事務等を行っているわけであります。

なお、被害者の方々の申請期間は、本年7月25日から来年1月26日までの約6カ月間でありまして、まだ現在、申請を受け付ける期間ということになっております。

最新の情報であります、これまでの申請件数を聞きましたところ、昨日段階で1,451件というふうに聞いております。

東京地検では、法の趣旨に従いまして、できるだけ多くの被害者の方々にこの被害回復給付金を支給できるよう、さまざまな方策を講じているところであります。

例えますと、検察庁や法務省のホームページに、今お話ししたような支給手続に関する各種情報を掲載しております。さらに広くご理解いただくために、全国の警察署、簡易裁判所、消費生活センター及び弁護士会に、支給手続に関するポスターの掲示を依頼しております。さらに、一般紙への政府広報の掲載を、本年8月に行いました。

また、9月以降には、月1回、一般紙やスポーツ紙への公告掲載も行っております。さらに、警察庁、内閣府、日本弁護士連合会、日本司法書士連合会及び日本司法支援センター（法テラス）等関係機関にもご協力いただいております。

また、多重債務者相談キャンペーンが行われた際の無料相談会や、各都道府県、市区町村の多重債務者相談窓口におきましても、この手続に関する資料の備えつけをお願いいたしまして、相談者に申請手続の案内等、必要に応じて行っていただくというような協力をしていただいております。

また、被害に遭われてから年月がたっているため、本件では被害を裏づける資料をお持ちでないとか、あるいは被害に遭ったときの詳しい状況を思い出せないという方が大勢おられるというふうに考えているところであります。そのため、東京地検では、この事件で使用された合計598の振込先口座の振込人の氏名の中に、自分が被害に遭ったのではないかと思われる方の氏名があるかどうかということ調べてご回答するという作業を行っております。これについては昨日から、実はその照会を受け付ける作業を行っておりまして、申請期間前の来年冒頭までこの手続を行って、1人でも多くの被害者の皆さんに申し出ていただいて、なるべく東京地

検が調べるきっかけをいただくという作業を、現在、一生懸命行っているというふうに、東京地検から聞いているところであります。

簡単であります、以上であります。

○吉野座長 山元参事官、ありがとうございました。

この最後の表ですけれども、通知された方は3万7,000人おられて、一番下の先ほどの申請された方が1,451件ということは、4%ぐらいしか申請に来ていないということですか。

○山元法務省刑事局総務課参事官 現状では、このペーパーをおつくりしたときは1,146件だったんですが、現在、1,451件で若干増えておまして、被害回復にご尽力されている弁護士の方からも、お取りまとめいただいて提出いただくなどのご協力をいただいておりますし、東京地検としては、先ほどの作業もありますように、なるべく多くの被害者の皆さんに申請していただいて、29億円という限られた財産ではあるんですが、これをできる限り分配して、もし足らなくなれば案分でも、全額分配できるような方向で、鋭意、努力中ということになります。

3万7,000件という人数なんですが、いわゆる被害に遭ったというふうに東京地検が間違いなく認識しているものは、実はもうちょっと限られておまして、この3万7,000人という皆さんは、聞いておるところですと、被害に遭ったかという明確な証拠はないんですが、五菱会の持っていた資料の中に名前が残っている皆さんには、できるだけ広く通知を出したというふうに聞いております。

○吉野座長 ありがとうございます。

では、本多委員、どうぞ。

○本多委員 大変ご努力をいただいていることについては、本当に感謝申し上げます。

実は、私たち、全国クレ・サラ被害者連絡協議会——被害者の会なんですが、被害者の会の相談カードが残ってまして、五菱会のものはもう5年前の話なんですね。それで、800通送ったんです。ところが、問い合わせがあったのが、やはり30件ぐらいしかなくて、実際に申請ができていたのは3件か5件ぐらいという、本当に少ないんです。

それで、銀行の人から話を聞いたんですけれども、預金通帳598口座があって、その口座に誰が振り込んだかというのは、氏名と電話番号がわかる。これは、名寄せをぜひしていただいて、検察庁のほうでやるというのは大変だと思うんですが、僕はこれ、銀行にやってもら。やはり電話をして、1人でも多くの人に被害回復ができるように、ぜひご努力いただけるようにしていただきたいということで、始まってから、もう既に4カ月近くかかっていて、1月26

日という、お正月も入りますので、このままだとまだ全く不十分な状況になってしまって、せつかく29億円あるんですから、このお金を使ってでも、名寄せとか、通知とか、電話かけをしてもらおうとか、この作業を、ぜひ僕は銀行にやってもらったらどうかというふうに思うんです。これは、ぜひ強力にお願いしていただければ、相当数が出てくると思います。

郵便で送っても、半分ぐらい戻ってしまうんです。だから、電話をかけても戻ってくる可能性はもちろんあるんですけども、それでもそうしていただいたほうがよいかというふうに、お願いしたいと思っています。よろしくご検討いただきたいと思っています。

○吉野座長 では、お願いいたします。

○山元法務省刑事局総務課参事官 今、本多委員からご指摘がありましたとおりで、東京地検も全く同じ発想で、なるべく多くの方々からご申請をいただいて、分配、給付をすべきだというふうに考えておりますので、例えば、当初通知を出して、先生ご指摘のとおり、相当数、戻ってきたわけでありませう。

したがって、戻ってきた中の皆さんには、再度通知するという作業も行っておりますし、その際には、当初の書面がわかりにくかったのではないかとということで、さらにかみ砕いたような形で郵送させていただいておりますし、住所が転居等で不明であれば、全部調べるわけにもいかないんですけれども、こちらで把握している資料の中でできるものがあれば、その追跡もできるのではないかとという検討もいたしました。

今、ご指摘がありましたように、口座に名前が残っておりますので、その方々にはできる限りご申請をいただきたいということで、598の口座の振込先の分析をしまして、現在はその被害者の皆さんから、例えば「私、山元が、この口座か、あるいはどこかの口座に振り込んだのではないかと思います」というふうに書面を出していただいて、確かに山元という身分確認ができれば、「あなたはここに振り込んでいますから申請をしていただければ」という照会に応ずるという作業もやっております。

金融機関にご協力いただければ、大変ありがたいところなんですが、なかなか事件関係の資料という問題もありますのと、それから被害回復給付金の支給手続きにかかる費用は、この給付資金の中から支給するという形になっておりますので、それを使ってどこまでやるのかというのは、使えばその分が減ってしまいますので、なかなか難しいところではあるんですが、東京地検もできる限りの努力をしているというふうに聞いております。

今後、いろいろなご指摘をいただければというふうに思っております。

○吉野座長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ぜひ、被害者の方になるべく連絡が行けるように、努力をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、細かいことなんですが、このスイスで29億円、半分しか返ってこなかったというのは、これはスイスが取り上げてしまったということなののでしょうか。こういうものは、普通なんのでしょうか。

○山元法務省刑事局総務課参事官 すみません。その点については、私も必ずしも専門家ではないのですが、基本的には外国政府が、当該国の法規定に基づいて没収したもので、その国の国庫に帰属したものですので、ただ、起源を見れば、日本で被害を受けた日本国民のものだということで、できる限りの交渉をして、半分を戻してもらったというふうに聞いております。

○吉野座長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この点はこれまでにさせていただきまして、後半の部分の中小企業の状況のほうに入らせていただきたいと思います。

昨今のサブプライムローン以来、さまざまな中小企業に対するテーマが出てきておりますが、今日は3つほど、中小企業に関する状況につきましてご説明をいただく予定でございます。

最初は、中小企業庁から、中小企業の全体の状況につきまして、それから皆様からご覧になって左のほうにお座りの和歌山県田辺商工会議所の中小企業相談室長の尾崎様、それから秋田県商工会連合会振興部長の三平様、このお2人にお越しいただきましたので、今日は3つのご報告をお願いしたいと思います。

最初に、中小企業庁の岩木企画官から、ご説明をよろしくお願ひいたします。

○岩木中小企業庁事業環境部金融課企画官 ご紹介いただきました、中小企業庁の岩木でございます。どうぞよろしくお願ひします。

お手元の資料10-2という数枚のパワーポイントの紙と、資料10-2別添という参考資料を引用しまして、現下の中小企業の金融の状況について、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

資料10-2の表紙をめくっていただきまして、右下に1と書いているところでございますけれども、「中小企業金融は弱含み」というタイトルになっております。

左側の折れ線グラフをご覧いただければと思いますけれども、民間金融機関の中小企業向け貸出残高でございますけれども、足元、特に2007年9月ぐらいから、前年比マイナスということで右肩下がりになってございます。

他方で、右の資料でございますけれども、中小企業者の借入難易度に関するD Iでございますけれども、赤い折れ線グラフ、これは金融機関貸出態度D I、これは日銀短観でございます。

それと、青いグラフでございますけれども、短期資金借入難易度D I、これは中小企業景況調査でございますけれども、いずれにしましても、2007年後ぐらいから右肩下がりということで、中小企業金融、中小企業の事業者については、資金繰りについて非常に厳しい状況になっておるといのが数字で表れております。

それで、今回、ちょっと資料が間に合わなくてあれなのでございますけれども、最近の中小企業、小規模事業者の倒産の状況でございます。近年、割と倒産は落ち着いておったんですけども、特に今年に入りまして、若干規模の大きな倒産を含めまして、倒産の額、件数ともに増えております。まさに、金融のこういった厳しい状況ということと、景気の悪化ということもあろうかと思うんですけども、非常に厳しい状況にあるということでございます。

それで、1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございますけれども、「緊急保証制度の概要」というのがございます。これは、この8月末の緊急経済対策及び10月末の生活対策ということで、中小企業金融のところを抜本的に拡充・強化して、資金繰りに万全を期するという事で対策を講じてございます。

1つ目が、この緊急保証制度でございますけれども、いわゆる中小企業者、小規模事業者が、最近、売上が落ちてきているとか、原材料価格の高騰で、なかなか価格転嫁ができないというような業種、対象のところに書いていますように、こういった一定の基準に該当する業種618業種を経済産業大臣が指定しまして、こういった業種に属する中小企業者については、いわゆる民間の金融機関から融資を受ける場合に、全国に52の信用保証協会という公的な保証機関があるのでございますけれども、この保証協会が、例えば無担保につきましては8,000万円までを保証しましょうということでございます。

それで、今回の緊急保証のところは、ある意味、資金繰りに万全を期するという意味で、責任共有制度の対象外——これはわかりにくい言葉でございますけれども、過去、信用保証協会が100%の保証をしますと。仮に、金融機関から中小企業者が借入れて事業がうまくいかなかったとしても、リスクはある意味、金融機関になくて、それは保証協会、その裏の国が、万全を期してリスクを取っていきますということで、資金繰りをしっかりやっという対応をやってございます。

それで、これは先般10月31日からスタートしておりまして、向こう1年間で計2回の対策で、保証規模、事業規模でございますけれども、概ね20兆円というところで、対策に万全を期していきたいというふうに考えてございます。

それで、1枚おめくりいただきまして、3ページ目でございますけれども、今回の緊急保証

制度、10月31日から始まったわけでございますけれども、左側に保証の実績ということで、日々の状況についてグラフ化させていただいております。ご承知のとおり、10月31日からスタートしまして、これは全国の市町村で中小企業者が認定を受けて、お近くの保証協会に申し込んでいただくわけでございますけれども、政策のPR等々、情報が浸透していった、なおかつ、年末近くになってということで、保証の金額のところも右肩上がりということになってございます。12月1日現在の累計ですと、保証規模でございますけれども、おおよそ1兆円弱、9,256億円と書いてございますけれども、こういった額の保証を実施しているということでございます。

それと併せて、右肩でございますけれども、今回、10月31日から緊急保証制度で、中小企業者が民間の金融機関からの借入れを応援するという事で対策を講じているわけでございますけれども、他方で、政策金融機関でありますところの中小企業政策金融公庫、これは政府系金融機関でございますけれども、その公庫においても、今回の2回の対策でセーフティネット貸付というものを大幅に弾力化して、使いやすくしているということでございます。

一例を挙げますけれども、中小事業と国民事業、これは従来、中小事業のほうは中小企業金融公庫が実施していた事業でございます。国民事業については、国民生活金融公庫が行っていた事業でございますけれども、いずれにしましても、前年同期比で260%とか130%というふうに、こちらのほうについても中小企業の資金繰り対策に効果を現してきているのかなという状況でございます。

それと、資料10-2別添でございますけれども、こういった国・政府の中小企業金融の対策を、いずれにしましても、地域の中小企業者の皆様に広くご活用いただくということがまず大事ということでございまして、今日お越しの商工会議所、商工会の方がいらっしゃいますけれども、全国のこういった商工会議所、商工会、さらには各市町村、さらには経済産業局のいろいろな機関を使って、こういった中小企業の資金繰り対策というのを広くPRして、まず使っていただくということにしております。

さらには、特に緊急保証制度、これは中小企業者にとってはいろいろな手続があるわけでございますけれども、そういった際に、地域の商工会議所、商工会の経営指導員の方にも、この年末の繁忙期、中小企業の資金繰りに大変だという時期で、割と窓口で混雑するということもございまして、こういった商工会、商工会議所の応援もいただきながら、中小企業金融に万全を期しているということでございます。そういった意味で、別添の資料を中心に、広く皆様にPRしているという状況でございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

○吉野座長 岩木企画官、どうもありがとうございました。

それでは、秋田県と和歌山県からお越しのお2人にご報告いただきたいと思います。

最初に、和歌山県の田辺商工会議所の尾崎中小企業相談室長からお願いいたします。

○尾崎田辺商工会議所中小企業相談室長 和歌山県の田辺商工会議所から来ました尾崎と申します。よろしくをお願いいたします。

資料のほうですけれども、資料10-3が私のほうで用意させてもらった分なんですけれども、事例だけしか載せていなかったもので、その次の資料10-4の秋田県の連合会のおつくりになった資料の3ページ目を、ちょっとご覧いただきたいと思います。

そちらのほうに、今回のテーマであります「マル経融資制度」の斡旋の流れがあります。こちらの制度は、下にありますように日本政策金融公庫の資金で、我々商工会議所の経営指導員が窓口となって相談を受けて、こちらの審査を経て、書類を日本政策金融公庫に回すと。お客さんのほうは、もう最終、公庫と手続だけで資金が入ってくるという流れになっています。

その受付のところで、それまでの6カ月以上、相談実績があるかとか、地域での業況の把握とかというあたりを全て我々のほうですとあるので、人となりなり中身なり、しっかりわかった上で斡旋させていただいています。担保、保証人なしで、田辺市の場合は、市から1.5%の利子補助もありますので、お客さんにとっては非常に有利な金融制度となっています。

そちらのほうを使って会員のほうに、いろいろ相談を受ける中で、お金の面で対応しているんですけれども、その事例として、私のつくった資料10-3に戻っていただきたいんですけれども、まず1つ目が喫茶店の事例です。資料10-3の1枚めくっていただいたところです。

こちらのほうは、ご主人1人と、あと家族の方で経営なさっている小さなレストランなんですけれども、業歴はもう25年と、地域のほうでもかなり長いお店です。お店の特徴としては、音楽関係に少し顔がきくので、時々ライブをやったり、あとは去年から、長男と長女の方が家業に従事して、それまで昼間だけだったんですけれども、そのお2人に夜のほうも任せて、です。少し売上のほうも、その分伸びてきていたというところです。夜のほうは、正直、アルコールの売上などを見込んでいたんですけれども、ほかに似たようなお店が少なく、女性の方から非常に人気があって、夜の稼働も割とよいというところでした。

そういう伸びている印象ではあるんですけれども、ちょっと深刻な顔でご主人がお見えになって、聞いたら借入れが結構増えてきていたと。それまで、マル経の利用などもあったり、国金の利用もされていたんですけれども、一部、ちょっと金利の高いノンバンクなども使ってし

まっていたりして、何やかんやと合計で1,000万円ぐらいになっているという状況でした。

聞いたときには、ご主人もパニック状態といいますか、少し動揺されているところでした、要は、「もう返しても返しても、元金も減っていけへん」というので、「この先どうなっていくのかな」みたいなところで、いろいろ法律のことなども自分なりに調べたりしていた様子でした。

3の対応のところなんですけれども、こちらのほうで、何ということはないんですけれども、どこからどれだけ借りて、元金の返済がどうなっていて、利息がどんな感じかというのをちょっと整理して、それを見ながら、今度、その右の資金繰り表というのをつくりました。要は、お金がどんな流れになっているのか現金ベースでつくっていきましょうということで、この表を渡して埋めてもらうようにしたんです。

でも、そこら辺で大分きっちり、月々出ていく人件費だったり、光熱費がどれぐらいとか、全部整理していただいて、事業を経営していたら、この辺がわかっているのは当たり前なんですけれども、案外小さなお店だったら、そこまでできていないというケースが多いです。こういう表も、つくり方とか、あまりわかっていなかったようなところもあったみたいでして、こちらでもお手伝いしながら整理した。

そうしたら、それだけでも大分落ち着かれたようで、要は、先の見通しが少し見えてきたかなというところで、何回かやりとりする中で、こちらのほうから国金、今の政策公庫のほうに相談に行くと。うちとしたら、ちょっとマル経はしんどいかなと。普通貸付で、担保か保証人をつけてやっていただくかなとは思っていたんですけれども、国金のほうで、業況も伸びている、あるいは、こういう計数の面で非常に誠実な対応をしていただいたというところで、「もうマル経でいきましょうか」というあたりで言っていただきまして、こちらのほうで書類を作成して、斡旋に至ったというところでした。

事後指導のところ、この一月後ぐらいに、実際の資金繰り、予想をつくっていただいていたのが、実績とどの程度の差があるかとか、確認させてもらいながら、併せて「1回、家族皆さんで、こういうのを確認してくださいよ」と。それまでは、2の下にも書いていますけれども、ご主人ひとりで、全部お金のやりくりをしていたようでした、「家族の方は知っているんですか」と聞いたら、「実は、わしだけやねん」ということでしたので、「1回、皆さんでこの表を見ながら確認してくださいね」ということで提案させてもらいました。そこら辺をしていただいて、家族の中でも数値目標をつくって、そこに向けてちゃんとやっていこうと。「えらいことになっていたな」というので、最初はちょっと、さすがにびっくりされたようだった

んですけれども、そうも言っていられないので、そういうところをお互い確認し合っ
てやっていこうという機会にはなったようです。

効果としたら、今言ったところもありますし、以降は経費の部分とか、ちょっと年末とい
うか、年明けてからの申告の時期にばたばたとやっていた部分を、月単位でできるだけ整理して
確認していくというふうな部分であるとか、あるいは気持ちの部分か、やはりすごく大きかっ
たのかなと思うんですけれども、「今年は、じゃ、2,400万円のところを2,600万円ぐらいにし
ていこう」とかというあたりで、具体的な計画づくりなどにもつながったなというふうに思っ
ています。

というのが一つの事例でして、その次のページに、もう1件ですが、デザイン事務所の事例
を持ってきました。

こちらのほうは、広告、チラシのデザインであったり、商品パッケージだったり、あるいは
シールとかラベルとか、そんなデザインの部分を担う小さな事務所です。こちら個人事業所
なんですけれども、平成10年に独立されて、ちょうどその独立前からたまたま知っていた人で
もあったので、まだ今、40歳過ぎの若い方なんですけれども、だから、10年前なので30歳過ぎ
のところですが、「開業したいんや」というところからの相談でした。

当初は、そんなにスタートのお金も要る事業でもないんで、借入れもなしでされていたん
で、平成11年の最初のご利用で、「パソコンが急に壊れてしまったので、ちょっとマル
経のほうでどうかな」と。ちょうど開業から1年たっていましたので、最初にご利用いただい
たということです。そこから、黄色のグラフの部分なんですけれども、業況のほうは順調に伸び
てきていました。所得も、多いときで700万円上げられていて、非常に順調に来ていましたけ
れども、その中で、プリンターであったり営業車両だったりというので、設備関係の資金のと
きに、都度都度、マル経のほうをご利用いただいております。

平成15年、この赤のグラフが、奥さんの給料を引く前の所得なんですけれども、少し所得が
減ってきたのは、だんだんデザイン部分だけの仕事もとりにくくなってきて——とりにくくと
いいますか、印刷も含めて受注すると。そうしたら、どうしても印刷代、折り込みの分までこ
ちらが先払いして後からもらうみたいなので、ちょっと手持ちの運転資金が要るような収益構
造になってきたというところで、外注費が増えてきて、ちょっと利益が減ってきています。で
すので、売上の嵩は増えるんですけれども、利益にちょっとつながりにくいという構造になっ
てきていて、もっとデザインだけでいけたらよいのですけれども、なかなか現場はそうもいか
ないというところで、そんな中で、やはり資金繰りというのが大事になってきて、平成15

年の4回目あたりから、少し運転資金としての資金使途なども入ってきています。

ちょっと18年あたり、いろいろ営業も強化していきたいというので人も入れて、そういうあたりなども「どうかな」と。ここは、非常に懇意にさせていただいているので、実際、その人物にも会ったりしながら、「どう思う？」みたいな感じで相談を受けながら、人を雇い入れたんですけれども、だから、売上はその分、平成18年で4,600万円に伸びましたが、ちょっと人件費分の負担とかが増えてしまって、企業所得につながらなかったというところで、去年、19年は人を減らすというような形で整理もしているところです。そういう人をちょっと入れたりというあたりなどでも、必要な運転資金も増えてきてという中で、マル経の利用をいただいています。

19年は、ちょっとこれは特殊な事情なんですけれども、公売物件の非常に格安な土地がありましたので、そちらのほうの買入れと、事務所を新築しました。1階の部分に飲食店のテナントを入れるというところで、その浄化槽設置の部分が、全体で2,000万円ぐらいかかったんですけれども、一般の金融機関からの借入れと、浄化槽部分の300万円というところでマル経をご利用いただいて、事務所を建てています。その年、いろいろなその辺の諸経費もかかったので、所得としたら赤字になってしまったんですけれども、今期は少し回復傾向というようなところになっています。

でも、その都度、そういう金融の前後に、いろいろ経営状況を確認したり、日々の巡回の中で時々立ち寄りたり、右下にありますけれども、エキスパートバンク指導というのは、和歌山県がやっている専門家派遣なんですけれども、そういうもので診断士の方を連れていって、ちょっと中を見てもらったりというようなところでご利用いただいているというような状況です。

非常にざっとしたところなんですけれども、以上です。

○吉野座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、秋田県商工会連合会の三平振興部長、お願いいたします。

○三平秋田県商工会連合会振興部長 秋田県商工会連合会の三平と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料10-4に基づきまして、秋田県の小規模事業者の資金調達の現状につきましてご説明させていただきます。

1ページには秋田県内の商工会の概要を、まず触れさせていただきます。

商工会の数は、平成13年には64商工会ございましたけれども、商工会の合併が市町村合併とともに進みまして、今現在、23の商工会と大きく集約化されております。しかしながら、事務

所はまだ62カ所を持っておりまして、県内にきめ細かく張りめぐらされているネットワークがあるということで、ご承知おきいただきたいと思います。

2. の商工業者数ですが、会議所地区を除く秋田県内の商工会地区の商工業者数は2万5,921名でございます。そのうち、私どもが国の小規模事業対策で主に指導の対象としている小規模事業者数といわれる、従業員数が製造建設で20名以下、小売サービスで5名以下の方々が2万3,853名、92%を占めております。会員数は、1万5,425名で、組織率としては60%をやや切っているという状況ですが、会員・非会員問わず、金融を中心とした指導に積極的に取り組んでいるところでございます。

3. は、会員の状況ですけれども、こちらは組織別で見ますと、法人会員が35%、個人の方が65%で約1万名ということですが、しかも、従業員規模で見ますと、従業員数がない、家族だけでやられているという方々が6,987名と45%、約半数を占めております。傾向といたしまして、会員になられる方々の半分ぐらいが、個人営業で従業員がいない方々で、生活と密着した中で事業をされている方々がほとんどです。業種別では、卸小売業、これが31%と最も多く、続いて建設業が25%と、今現在、環境の厳しい中で頑張っている業種の方々が多数の状況です。

さらに、4. のところであります。昨年8月に、私どもで全県の30商工会10名ずつサンプル抽出させていただいて、アンケート調査をいたしました。回収率は、約半数でしたが、その中で、「現在の経営の悩みは何ですか」という質問に対しまして、第1位が、売上の減少、その次が利益率の圧縮、さらに、3つ目としては、先行きが見通せなくて不安だという、課題を挙げておりました。

それから、5. であります。さらに、平成19年度、私どもで記帳継続指導をしている4,000名の方々に確定申告の状況をアンケートさせていただきました。その中で、個人事業主に限って申し上げますと、納税額が発生し割合が67.3%もいたということで、利益率の圧縮、利益が少ないことに対しまして、強い問題意識を持ち、もっと税金を納められるような体質改善を図るべきだと考えております。

最後に6. のところで。

今、秋田県商工会連合会では、この2つを重点事業目標として掲げております。ちょっと表現が直接過ぎて、県内でも当初は抵抗感がございましたけれども、「儲かる企業づくり支援」、企業を利益が出る体質にしていきましょうと。それから、それらを含めた地域全体が「元気のある地域」になっていきましょうと。この2つを、私どもの大きな事業の柱としているところでございます。

これが概要でありまして、次から金融指導についてのお話に移らせていただきます。

商工会の金融斡旋の全般の状況をご覧いただくために、秋田県内の実績を持ってまいりました。平成10年度から平成19年度まで、下のほうに表、それから下に帯グラフで表しております。まず上のほうの表は、全体のボリューム感をご覧いただくためにお持ちしました。平成10年度、斡旋金額総数は、275億円ほどでした。平成10年は、「経営安定化資金」という制度が導入された時期で、次の年に比べると100億円ほど、商工会の斡旋金額が増えています。

そこから上のほうに上っていくと、平成19年度は190億円ほどでございます。しかし、18年度、17年度と比べますと、斡旋金額自体が増えてきており、その中でも後ろ向きな相談内容が増えてきているというのが実感でございます。

さらに、下のグラフを見ていただきますと、各種制度の中でこういったものが使われているかというものです。一番左側の紫色の部分が、今、尾崎さんからご紹介いただいたマル経です。その次が、マル経以外の政府系の金融機関、その次が、民間の金融機関を窓口とする県制度、さらには、同じく民間の金融機関を窓口とする市町村制度、そしてその他となっております。

この秋田県の利用割合に比較するために、一番上は、全国平均の利用状況も載せております。これらを比較してみると、本県の場合は、県制度あるいは市町村制度の利用割合が大きいという傾向がございます。これは、民間の金融機関が県制度、市町村制度を、積極的に小規模事業者の方々に売り込んでいたためと思われます。マル経を、もっと活用していきたいと思っておりますけれども、後ろ向きな資金ニーズが多いために、前向き資金として活用するマル経は、なかなか事業者の方々の利用が進まない状況です。

続きまして、3ページをご覧ください。

先ほどのマル経融資の金融斡旋の流れは、こんな仕組みになっております。これは、マル経に限らず、民間の金融機関を窓口にして県や市町村の制度融資をするときも、ほぼ同じ形でまずは申込みを受け付ける。そのときには、借入れありきではなくて、財務状況、あるいは借入残高のバランスなどを確認しながら、場合によっては資産の売却ですとか、あるいは既存債務の条件変更などを検討し、安易に新規の借入れを増やさないように努力することが、重要でないかと思っております。その後、経営指導員が調査して、実際に申込書を作成しながら、委員会、審査会の中で議論しながら初めて推薦と、こういったような手続を基本的にはとっております。

続きまして、4. 最近の相談の傾向ということのご説明をさせていただきます。

先ほどから申し上げたように、最近は後ろ向きな、どちらかというとならざるに経営の安定を欠いてい

ような相談案件が増えてきております。中小企業庁の指示で、商工会連合会の経営安定特別相談事業の中で、原材料価格高騰の相談窓口を設置しております。当初は原油高というものでありました。

それが、5月から窓口を開設して以来の状況を、資料に3つのグラフ化しており、左上をご覧くださいと、5月、6月、7月、8月と、全ての業種にわたり、低調な相談件数でありましたが、9月、10月になりますと、全業種で増加しております、特に建設業は、9月は20件以上、あるいは10月は25件以上と、大変多く相談されるようになってまいりました。

その内容を見ますと、「資金繰り対策」が、9月、10月、大きく跳ね上がっています。これを、業種別相談項目別で、右の立体的なグラフをご覧くださいと、資金繰り対策が全ての業種で数字が大きくなっており、特に建設業、小売業、製造業といった順番で、激増しています。

この経営安定特別相談事業は、経営上危険な状況になってきている方々に対して、経営安定相談に応じ、場合によっては商工調停士、弁護士を派遣しながら、整理か再建かの方向性を見極める内容です。これが、今、増えてきており、これから年末、そして年明け1月、2月に向けて、懸念されます。

次のページには、指導事例を2つほどお持ちいたしました。今回のテーマが多重債務者対策でしたので、できるだけ近いものをお持ちしております。

まず1つ目の事例は、こちらは小売業を営んでいる方で、相談内容は、ご長男が創業者でしたが、途中でさまざまな事情によって経営放棄をし、お父様が事業と借金を引き継ぎました。金融機関からの借入金が1,500万円、それから税金滞納が660万円で、このことが公的資金を活用するときのネックになり、新規の借り入れができないため資金繰りを圧迫し、やむを得ずに消費者金融に手を出し、毎月、利息だけを払っている状況だった。何とか債務を整理して、資金繰りの円滑化を図りたいというようなご相談でした。

地元の商工会の経営指導員を通して相談があり経営安定特別相談事業の申込みを出していただきまして、専門家を2回、派遣しております。1回目は、弁護士の先生にお願いして、過払請求が可能であるかどうかという内容を確認していただきました。それから2回目は、商工調停士に、既存の借入れの一本化について、専門的な見地からの判断をしていただきました。

この相談案件については、一番下のところに書いてありますが、まだ継続支援中でして、結論としては、過払請求も可能ではないかという判断でした。

それから、商工調停士の先生からは、税金滞納がやはりネックになっているので、借入金の集約は難しいので、今現在、1億円以上の売上があることを活かし、経営改善努力を計画的に

行うことで、何とか税金の滞納をクリアすることが第一ということでした。

それから、2つ目の指導事例ですが、こちらは、板金塗装業を家族で経営されている方の事例です。相談内容は、金融機関から融資を受けて営業しておりましたが、経営管理に問題があり、資金繰りが常に毎回苦しいことから、家族全員が消費者金融から借入れをして、事業資金あるいは生活資金を用立てして、気がついたら、長男、次男、奥さん、本人、4人が複数の消費者金融からお金を借入れている状況になってしまい、その債務を整理したいという内容でした。

最初は金融機関の債務を集約するという内容で相談に来ていたんですが、地元の経営指導員が詳細に聞き取りしたところ、銀行以外のノンバンクからの借入金があることを、本人がしぶしぶ認めて、約1,000万円の高利の存在が確認できました。

そういった中で、地元商工会の求めに応じてエキスパートバンク派遣事業で弁護士の先生を専門家として派遣し、過払請求手続を行うことになり、その手続は、実費でした。

結果、過払合計額約1,300万円で、それを1,000万円の高利の分の残高に回し、全てが返済できました。さらに、そのほかに約300万円が本人たちの手元に戻って、弁護士報酬を支払って、残りを事業の運転資金としました。今現在も、こちらの事業所は営業を続けております。

この件について解決後に、本人のコメントをいただきました。「毎日、昼夜問わず、請求の電話が絶えなかった。自己破産することだけを考えていた。事業を継続するということができ、大変感謝している。なかなか全てをさらけ出して相談することが今までできなかったが、商工会の言うとおりに、もっと早くに対処していればよかった。営業自体は板金業ですので、それほど大きな利益は望めないものではありますけれども、今後も継続していきたい。」とおっしゃっていただきました。

こちらの案件は、私どもの中で記帳継続指導を行っていて、毎月毎月、帳簿を確認している職員の方が、帳簿の中での異常に気づいて、経営指導員に相談したことが、今回の解決に結びつきました。

最後に、7ページのところで、6. でございます。

こういった後ろ向きな経営安定相談を通して、いろいろな事例を見たりした経験から、留意事項として、そこに1番から5番までまとめさせていただきました。

まず1つ目は、商工会の職員が巡回訪問を地域の事業者の方々に頻繁に行うことより、店舗や事業所、あるいは工場の状況はもちろん、経営者や家族の顔色だとか、郵便物、電話の対応、訪問者などに異常がないかということ、日常的に点検し、情報収集することが必要だと思

ます。

それから2つ目としては、もう一步踏み込んだ情報収集をするということが非常に大事で、事業者の方々、金融機関からの制度融資の利用であれば、何ら恥じることもないと思いますが、そうではない高利のものを借りているということに対しては、経営能力が疑われ、地域での信用が大きく損なわれる可能性があり、地域で商売をしている方にとっては、風評被害に発展し死活問題となります。このような考えから事業者は、最後の最後まで、自分で何とかしようと努力するものです。そういう方々が、気軽に、何気なく相談のきっかけを得られるようなアンケート調査を定期的に行ったり、あるいはチラシの配布などで、「窓口は常にあります」ということを呼びかけることが重要だと思っております。

それから3つ目は、相談のときは、いきなり顔のわからない専門家の方が対応するよりは、まずは身近な、市町村の職員の方とか、民生委員の方とか、あるいは商工会の経営指導員が、自宅、あるいは全く他に悟られないような場所を選んで、まずは最初に本人と家族の話を聞きながら、解決の方向性を検討するということが必要になってくると思われます。

そして4つ目に、その方向性が決まりましたら対応ということで、専門家の先生を入れながら、解決策を実施していくという手順ではないかと。

そして、最も大事なのは、5番目のフォローということで、解決後1年程度は重点支援事業所ということで定期的に巡回訪問を行うなど、再び同じ状況にならないように注意を払う。特に、個人事業所では、記帳による計数管理を苦手としているところがありますので、記帳指導は、予防策として、非常に有効ではないかと思っております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○吉野座長 どうもありがとうございました。

あとは、宇都宮先生のほうからも資料がございますが、ご説明いただけますでしょうか。資料10-5という資料だと思いますが。

○宇都宮委員 ただいまの中小企業金融、あるいは中小企業者の置かれている状況と関連する資料なんですけれども、SFCGというのは商工ローンの大手で、元商工ファンドと名乗っていた業者です。この業者は、リーマンブラザーズから資金調達していたというふうに伝えられていますけれども、リーマンが破綻したことによって、その前後からSFCGによる中小事業者に対する一括請求が行われるようになっていきます。一括請求の理由としては、我々、法的専門家からしても、極めて違法、不当な請求で、このSFCGのほうは、「期限の利益を失った」と言っているわけなんですけれども、そういう事実は全くないにもかかわらず、一括請求が行

われています。その関係のどのような請求が行われているかは、別紙1-1、1-2等々のようなものが送られてくるわけです。

それで、現在、金融危機の後、中小企業の経営自体が非常に危機的な状況に向かっているわけですが、そういう状況に追い打ちをかけるような貸しはがしをやっているわけですね。それで、これに関しては、日栄・商工ファンド弁護団という弁護団が対応して、110番をやったり、アドバイスをしているような状況です。こういうような相談が、今、大量に寄せられているということですね。それで、先ほどの秋田のケースでも、中小事業者の中には高利の、商工ローンだけではなくて、消費者金融などの利用者もいますので、こういう問題に対する対応というのは、早急にやる必要があるのではないかと考えております。

それで、これまでの改善プログラムの実施状況を私なりに評価しますと、地方自治体での多重債務相談というのは、かなり窓口は整理されてきているんですけれども、これは個人の相談が主なんです。個人の多重債務者の相談というのは、かなり充実してきているのではないかと思いますけれども、この中小企業者の相談というのは、必ずしも十分に行われていない。

それで、昨年12月に相談ウィークを実施しましたし、それから今年は9月1日から12月31日まで、相談強化キャンペーンが行われているわけですが、中小事業者等に絞った一斉相談等を、年度内、来年3月いっぱいぐらいまでに、ここの政府の多重債務者対策本部と日弁連、あるいは日司連等で共催してやる必要があるのではないかと。ちょうど、政府の補正予算の中で、中小企業向けの支援の予算も組まれているところですから、そういうものと相まって対策本部が呼びかけて、それで各地の商工会、商工会議所、こういうところと連携した中小企業対策相談月間を設けたらどうかと思いますので、ぜひ検討していただけたらと思います。

それから、ちょっと質問もいいですか。

○吉野座長 はい、どうぞお願いいたします。

○宇都宮委員 先ほど、非常に秋田県の実態はわかりましたけれども、県の商工会のほうで、そういう高利のお金を借りた場合に、専門家派遣事業で弁護士相談をやっているということですが、これは地元の弁護士会と連携されているのか、あるいは商工会議所が独自に弁護士のネットワークをつくっておられるのか。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○吉野座長 三平部長、どうぞ。

○三平秋田県商工会連合会振興部長 私どものエキスパートバンク事業に、登録していただいている弁護士の先生にお願いしております。複数いらっしゃいますけれども、もともと地域の中小企業の問題に対して、私どもとお取引のある方々を登録させていただいております。

○吉野座長 私のほうから2つ、1つは三平部長と、もう一つは尾崎室長にお伺いしたいんですけども、秋田県の1ページを見ますと、商工会に所属されている企業の数というのは、必ずしも全員ではないわけですから、そうすると、ここにいろいろ相談に来られるのは会員のみであって、そうでない方々というのは、秋田県の場合、どういうところに相談に行ったらよいのかどうか。

それから、さっきの推薦を受けた方々がいろいろ融資を受けられるということだったわけですけども、では、この3ページのところで、一番右の推薦を受けられなかった中小企業の方々というのはどういうふうになっているのかというのを、まずお聞きできればと思うんですが。

○三平秋田県商工会連合会振興部長 1つ目の会員以外の方がどこに相談に行くかということでありまして、国の小規模事業対策の一環として会員、非会員を問わず、相談を受けることにはなっております。事業者の方々には、国の施策あるいは県の施策を周知するように義務づけられておりますので、会員以外の方も相談にいらしております。

それから、3ページの推薦を受けられなかった場合ですけども、こちらはマル経の推薦という、無担保・無保証で商工会が保証人になるような推薦は受けられなかったということで、それ以外の県の制度融資、あるいは市町村の制度融資、あるいは政府系の保証人をつけた普通貸付などを斡旋していくということでございます。

○吉野座長 ありがとうございます。

では、尾崎室長のほうにお聞きしたいのは、田辺商工会議所で、相談件数というのは大体どれくらいおありになって、その中で、先ほどのような貸金業、ノンバンクからのいろいろな相談というのはあるんでしょうか。

○尾崎田辺商工会議所中小企業相談室長 相談件数、金融の部分でいくと、今期は特に多くて、一月、大体10件、少ないときで5件程度ですけども、5～10件程度の金融斡旋をしています。やはり、窓口へ来て相談する中で、難しいなというものもあるんですけども、金融に関してはそのぐらいの事業者数です。

ただ、いろいろな記帳であったり経営であったり、そういうものは、日々、5名の経営指導員が巡回とか窓口でそれぞれ対応していますので、大体、1人毎月受ける相談としたら、20件から、多いときで50件ぐらいというような形であります。

あと、もう一つは何でしたか。

○吉野座長 その中で、ヤミ金とかノンバンクからというのは。

○尾崎田辺商工会議所中小企業相談室長 ヤミ金のほう、高利のほうを使っている方は、それほどないです。そんなに頻繁に見えているというわけではなくて、月に1回あるかないかぐらいですね。だから、そういう方は、はなから諦めて来ていないのかどうかわかりませんが、我々が相談を受ける中では、そんなにめちゃくちゃあるという印象はないです。

○吉野座長 中小企業の方が困ったときに、この相談室に来るといのは、どういうところを知ることができるのでしょうか。「ここに相談すればいいんだな」といのは。

○尾崎田辺商工会議所中小企業相談室長 そこは、もう我々がどんどん広報していかねばいかぬのですけれども、会員には毎月1回、会報を出していますので、そちらのほうでマル経のPRであったり相談窓口の案内をしたり、あるいは先ほどから出ているエキスパートバンク制度で専門家の指導が受けられますよという案内をしたりしていますのと、あと、地元紙ですね。地元の地方新聞がありますので、そちらのほうに定期的に、特にこのマル経に関しては、四半期に1回ぐらい広告を出しています。

ただ、それを見てすぐ来る方というのは、往々にして、なかなか融資につながりにくい、非常に経営も厳し過ぎて、ちょっと出すところまで至らないかなというのもあるんですけれども、そういう形でPRに努めているということです。

○吉野座長 ありがとうございます。

では、宇都宮先生、どうぞ。

○宇都宮委員 尾崎さんにお伺いしたいんですけれども、そうすると、先ほど秋田の方がおっしゃったような、専門家の弁護士とのネットワークはつくられているということですか。

○尾崎田辺商工会議所中小企業相談室長 はい。弁護士会とのつながりというのはないんですけれども、個別で田辺市にも何人かいらっしゃるので、うちの会員にもなっている先生がいらっしゃいまして、そちらの方々と、そういう案件があれば相談しています。

○宇都宮委員 あと、先ほどの1の例で、カフェレストランの事業者の方は、Aバンクというノンバンクで、ちょっと高利のところを借りていたということなんですけれども、そういうような処理については、何か専門家を入れられたのでしょうか。

○尾崎田辺商工会議所中小企業相談室長 いや、こちらの例に関しては、特に専門家は入れずに、うちのほうで全部しています。

○宇都宮委員 それは、金利がどのくらいかによりますけれども、ご承知のように、利息制限法以上の金利で借入れをずっとして、返済をしてきた場合は、専門家を入れるとかなり圧縮できるし、返済額も少なくなるんですけれども、そういう事案ではなかったということなんです

か。

○尾崎田辺商工会議所中小企業相談室長　そうですね。もう借換えをしたという感じで、金利が15から18%ぐらいのものが細々あったので、それを全部まとめて、こちらのほうで借りて返済してもらって、そういう形にしたということです。

○吉野座長　ほかにございますでしょうか。

では、翁委員、どうぞ。

○翁委員　秋田県の商工会の方にお伺いしたいんですが、この組織率6割というのは、ほかの全国で比べて、おおよその程度のレベルなのかということと、それから経営指導員の方が、かなり日常的にいろいろな企業や経営者のところを回られているということなんですけれども、こういった方々は、今のような状況で、かなり人手不足に陥ったりとか、そういう状況になっているのではないかと思うんですが、経営指導員というのはどういうふうに育成されて、今、人数的にとか質的に、どういう状況だというふうに認識されておられるか。その辺を教えてくださいたいんですが。

○三平秋田県商工会連合会振興部長　組織率については、全国商工会連合会が調査しておりますが、私の記憶で大変申しわけないですが、全国的には64～65%だったと思います。秋田県も、昭和58、59年あたりのピーク時には68～70%でしたが、そこから廃業の方々がどんどん出てきて、なかなか新規の方が入ってこないという状況が続いており、組織率は低下傾向にあります。これは、我々の課題として、もう少し改善していかなければいけないと認識しております。

それから、経営指導員のマンパワーや、質的な部分というようなことですが、経営指導員は、今、県知事の承認を受けて採用されることになっております。採用されますと、1年間で中小企業大学校仙台校に2年間で1カ月程度の研修を2回、義務研修として受講しなければなりません。内容的には、経営指導の初歩から応用まで、2年間で学ぶということになっております。

今現在、秋田県内には120名の経営指導員がおります。秋田県商工会連合会は、今現在、県からの指導により人員削減計画を実施中で、平成25年度末までに平成16年度当初の人数の3割カットを目標に、退職者不補充という中で進めております。そういった状況の中で、何とか経営指導員の人数だけは確保してほしいという要望を県のほうに聞き入れていただいております。このことにより巡回、あるいは経営相談に対する機能低下にならないように調整しているところでございます。

以上です。

○吉野座長 ほかにございますでしょうか。

では、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 お2方にお伺いしたいんですけれども、この有識者会議では、多重債務者が自殺とか家庭離散とか、そういうことに追い込まれる前に、探し出して救えというのを基本姿勢として持っております。ですので、丁寧に事情を聞いてアドバイスするとか、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付はすごく大事ですが、その前の部分がどうできているのか、個人についてはかなりフォローしたけれども、中小企業についてはできていないのではないかという認識を持っております。

それで、今日お話を伺っていて、相談のところでは信用が大切で、私も非常に悩ましい問題だと思っていたのは、狭い地域なので、商工会に相談するとか、その噂が立っただけで、即倒産に追い込まれてしまうようなことが懸念されるのではないかという点。税金滞納とかで自治体で多重債務者が見つければよいのですけれども、そもそもご自身で商工会に相談に来るというケースは少ないのではないのでしょうか。ざっとの感覚で結構なんですけど、さっきもヤミ金の人はそもそも来ていないかもしれないというお話がありましたけれども、相当ひどいケースは、自治体とか、そういうところでなかなかフォローできないかどうかをお聞きしたいです。

それと、相談のときに、家族とか近所の人や取引先とかに知られないように、いろいろな工夫をしていらっしゃると思うんですけれども、そのあたり、もう少し詳しく教えていただくと助かります。

以上です。

○吉野座長 では最初に、尾崎室長、お願いいたします。

○尾崎田辺商工会議所中小企業相談室長 商工会、商工会議所の名前に関しては、やはり地域でもそれなりに信用度がありますので、会議所に相談に来たから「あそこはヤバイぞ」というふうな見られ方では、まずないです。

あとは、ちょっと、それは僕らの課題でもあるんですけれども、「経営のことだったらどんなことでもよいから商工会議所へ来てくださいね」というのを、もっと知らせねばいかぬのかなと、最近、思っています。特に、今、経産省のほうで地域力連携拠点事業が出てきたのも、結局、我々があまり機能していると思われていないから、そういう会議所以外の金融機関とか農協とかも交えた、要は連携してサポートしていきましょうというふうになってきたと思うんですけれども、やはり地方では、商工会議所というのは名前がやはり通っていますので、ですので、そちらのほうに、とにかくどんなことでも来てもらうようにしていきたいと思っている

ところでは。

自治体のフォローという部分では、そういうところをするのは我々のほうなので、行政のほうでそういうのをするというのはいないんですけれども、ただ、市役所のほうにも、金融の相談なり経営のことが個別のつながりの中であったときに、市役所とは連携を密にしていますので、こちらのほうに紹介していただいて、うちのほうから出向いて行って対応するというような形にしています。特に、高利に限って相談窓口を設けるとかというふうな取組は、今までしたことがなかったので、ちょっとそういうものも考えていかねばいかぬのかなと思っていますけれども。

○吉野座長 お隣の三平部長、いかがでしょうか。

○三平秋田県商工会連合会振興部長 私どもの相談を受ける体制としますと、職務上、守秘義務があり、相談に来たから地域の中に情報が漏れて、風評被害に遭うというようなことはありません。

それから本人は、地域の中での立場やプライドがあり相談しにくい。逆に、奥様とか、あるいは息子さんから相談があって、家族でいろいろと話し合いをするというケースのほうが多いと思っています。

以上です。

○吉野座長 先ほどの高橋先生と宇都宮先生の、消費者とか個人のほうは、割合いろいろな相談窓口があるわけですが、どうしても中小企業のほうというのは、これまで少なかったと思うんですけれども、お2人からご覧になって、こういう商工会での相談と、それ以外にどういうものがあったら、さらに先ほどのような潜在的な人を救えるというふうにお思いでしょうか。どういうところが主体的にやったらよいか、あるいは商工会の中で、もっとこういうことをやれば、そういう潜在的な方々に相談に来ていただけるというような印象があれば、教えていただきたいんですが。

では、尾崎室長から。

○尾崎田辺商工会議所中小企業相談室長 やはり、さっきと繰り返しになりますけれども、資金繰りも初め、「とにかく経営のことなら何でも商工会、商工会議所へ言ってくださいね」というのを官民両方で、特に東京発の情報の伝わり方というのは、やはり大きいと思いますので、そういうのをどんどんアピールしていただいていくと。「じゃ、ちょっと行ってみようか」みたいな、それは我々の努力ももちろんそうなんですけれども、やっていくのが一番なじむのかなと思います。

ほかの窓口というのは、なかなかぱっと思い浮かぶ——地方では、そんなに幾つも窓口があっても、正直、仕方がないと思いますので、そこはもっと徹底して、やはりイベントや何だかんだと商店街とのつながりがあったり、地域の活性化だったり、地元のお祭りだったり、そういうところで会議所なり商工会議所というのは、その名前に関して地域に浸透していますし、信用力もありますので、そこにまずは駆け込んでいただくというのが、一番よいと思っています。

○吉野座長 それでは、秋田県の場合、いかがでしょうか。

○三平秋田県商工会連合会振興部長 非常に難しい問題だと思います。私どもの業務からいくと、これまでは国の小規模事業対策の中の経営改善普及事業により、経営改善を一番のテーマとして行ってまいりました。

しかしながら、今、これだけ環境が厳しくなると、改善、発達だけを上げるとするのは、難しくなっているなと思います。経営革新も、どちらかという本業が苦しくて、藁にもすがらる思いで何か新しいことを考えて、そのアイデアで何とかこの危機を打開したいという考え方が多いように思います。これからは、今まで私どもがなかなか手をかけてこなかった円滑な廃業を支援するノウハウとか、あるいは、後ろ向きな相談案件の事業者の方々に対しても、この経営安定相談を日常業務として、我々の意識を変えて対応していかなければと思っています。

それと、もう一つ、地域の中で、市町村の窓口が非常に充実してきたというお話もありましたけれども、秋田県内の市町村は合併して、69市町村が25市町村になって、エリアが拡大しました。中の担当の方々も、配置転換等々で、今、自分たちの合併に対応することで、精いっぱいなのではないのかなという感じがしております。

したがって、市町村の相談窓口にもっと専門的な方が育成されて相談されやすい雰囲気作りをするか、市町村よりももっと気軽に行けるような相談窓口があれば、よいのではないかと感じております。

○吉野座長 いかがでしょうか、ほかに。

佐藤先生、何かございますか。よろしいですか。

本多委員、いかがですか。

○本多委員 2つほど、お願いしたいことがあります。

1つは、この「ヤミ金撲滅マニュアル」なんですが、宇都宮先生が代表されていらっしゃるヤミ金融対策会議と、私たち被連協とで共同してつくりました。最高裁判決も踏まえて、ヤミ

金からの借入れについては、もう一切払わない、払ったお金は取返すということと、銀行口座の凍結、それから携帯電話の凍結等、本人でしっかりこれを読んで頑張ろうということで対応しております。本人には500円で買っていただいて、本人からお金を取戻すということで、あるいは一切払わないという書式もついておりますので、これをもとにヤミ金と闘ってもらおうということでやっております。できれば各市町村の相談窓口や、あるいは警察署にも、ぜひ置いていただきたいなというふうに思っています。

実は、9月30日、八王子の警察署に、やはり被害届で相談に行ったんですけども、太陽の会の相談員なのですが、非常に面倒くさそうな口調で、「あなたね、お金を借りて返せないからって来られても困るんですよ」というような対応で、警察庁の「ヤミ金融対策マニュアル（四訂版）」が出されて、親切・丁寧に相談するというふうになっているにもかかわらず、未だにそういう対応をする警察官がいらっしゃる。残念なことです。警察庁の方もおられると思うんですが、「対応マニュアル」がどの程度浸透しているのか、ぜひ報告していただきたいというふうに、1つ、思っています。

それからもう一つは、刑罰が、ヤミ金に対して3年から5年、そして10年と、2度にわたって強化され、大変、検挙だとか取締りはしっかりやっただいて思うんですけども、実際の刑罰が上がっていて、その刑罰が上がったように強化されてきているのかどうか。そこらあたり、できれば次回にでもお示しいただければありがたいと思います。

それから、厚生労働省の方がおいでいただいていますので、ぜひお願いしたいんですけども、セーフティネット貸付については生活福祉資金制度の充実、これが本当に求められていると思うんですが、実はこれ、本当に利用が少ないんですね。貸付総原資額が2,100億円に対して、実行額が978億円というふうに言われていまして、なぜこの利用ができないのか。広報が少ないとか、あるいはいろいろ貸付が面倒だとか、いろいろな原因があるように思われるんですね。

その関係で、ぜひ報告していただきたいんですが、緊急小口資金貸付制度というのが5年ほど前からできて、当初、平成15年度は2,008件の利用実績だったのが、18年度は1,174件、これは減額、半分に減ってしまっているんですね。これも、実際は申込件数が何件あって、実行件数が何件、あるいは断ったケースというのは、どういうことが断ったケースなのかということも、ぜひ資料としてお示しいただきたい。

それからもう一つは、緊急小口資金貸付制度は政府・厚生労働省の管轄で、全都道府県で行われているかというふうに思っていたんですが、滋賀県、宮城県、福井県、三重県、京都府、

大阪府、佐賀県、長崎県、8府県の社会福祉協議会では、これを実施していないというふうなことなんですね。これは、どうしてそういうことになるのか、ぜひお示しもいただきたいし、このセーフティネット貸付の制度の問題では、佛教大学の佐藤順子先生が非常に研究なさっているので、できればこの場でヒアリングなどもしていただければ、より充実したような、よいものになるのではないかなというふうに思いますので、ぜひご検討いただきたいなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○吉野座長 2つあったんですけれども、四方生活安全局生活経済対策室長、いかがでしょうか。

○四方警察庁生活安全局生活環境課生活経済対策室長 警察庁の生活安全局生活経済対策室長の四方でございます。

最初のご指摘でございます。たびたびご指摘をいただく問題でありまして、恐縮はしておりますのでありますが、警察庁としては、今後とも引き続き、現場警察官に対する指導・教育を続けていきたいと思っております。

警察署がお受けします警察安全相談件数について、明確な統計というのは必ずしもとれていないのではございますけれども、現場のほうからいろいろ聞いておりますと、いわゆる処罰意思を持った方——今回の場合は、ひょっとしたら持っておられたのかもしれませんが、処罰意思を必ずしも持っておられなくて、まさしく民事的な問題も含めたご相談というのが、かなり警察署に来ておられまして、そういうときには、ほかの適切な窓口などをご教示するように指導しておりますけれども、そういう相談がいろいろある中で、そのような対応が出てしまう可能性がある問題と思っております。今回ご指摘の八王子署の事案そのものは正確に把握しておりませんので、どのような対応だったかわからないのでありますが、いずれにしましても、今後とも現場の警察には、指導を続けてまいりたいと思っております。

指導の浸透度につきましては、なかなか測る手段もございませんので、繰返しの指導というものを、息長くやっていきたいと思っている次第でございます。

以上でございます。

○吉野座長 そういう電話を受けられたときに、例えば、ほかの窓口なら貸金業協会の相談窓口とか、いろいろなところをご紹介していただいだけでも違うと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、厚生労働省の寺尾課長、いかがでしょうか。

○寺尾厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 今、ご指摘のありましたように、貸付実績が低

いのではないかということ踏まえまして、私どもから各都道府県の社協に対しまして、啓発・普及についてのお願いをしており、通知も流したところでございます。

主に貸付の多いのは修学資金ですから、その貸付に当たっては民生委員の方々からの支援があると思うんですが、どうもそれ以外の貸付をどのようにしていくのかというのは、まだまだノウハウが各都道府県社協にもないのが一つの現状かなというように思っております。今後、どのように多重債務者に対して対応できるようになるのかというのは、もう少しシステム自体を組み替えていくことも含め、借金返済のために貸付をするというようになっては、これは元も子もないわけでございますので、その辺も研究しながら、今後、どういう対応をしていくのかということ勉強していきたいというように考えております。

あと、実施していない都道府県があるではないかということなのでございますが、これは財源が、国と都道府県が半々で実施しているのですが、単独で実施しておられる融資制度がある都道府県がありまして、そういうところは、この生活福祉資金の事業を実施していないというところがございます。借入れる窓口はあるというように、我々は認識しております。

以上でございます。

○吉野座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○本多委員 ぜひ、データをいただけませんか。貸付申込件数があって、何件実行したか。特に、緊急小口貸付のものを。

○寺尾厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 はい。わかりました。

○本多委員 自治体では、京都府と大阪府は、何か独自のものがあるそうなんです、その他の6県は特にないのだそうで、だから、緊急小口を。

○吉野座長 もし次回でも、そういうデータがお示しいただければ、お持ちいただければと思いますので。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほぼ時間も参りましたので、今日の予定させていただきました議論を終わらせていただきたいと思います。先ほどの資料10-1で、今後の進め方という一覧表をお示しさせていただきましたけれども、もしいろいろコメントがございましたら、後ほど事務局のほうにお寄せいただければと思います。

それでは、これからの予定につきまして、小野参事官のほうからご説明をお願いいたします。

○小野信用制度参事官 本日も、年末のお忙しい中、ご参集いただきまして、貴重なご報告、

ご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。本日のご議論も踏まえまして、引き続き効果的な多重債務者対策について、検討を進めてまいりたいと思います。

次回の有識者会議でございますが、1月下旬から2月上旬の開催を考えております。

次回の議題につきましては、今日、先ほど私がお説明させていただきました、また今、吉野座長からお話ございました、今後の進め方で考え得るヒアリング項目という例を挙げてございますが、皆様からも引き続き、お気づきの点につきましてご意見をいただきながら考えて、かつ、座長ともご相談させていただきながら、正式に次回の議題を決めていきたいとは考えておりますが、やはり1回、全体の俯瞰図、貸金業の状態というのを聞くのも、必要かなと思っております、現在のところ、貸金業者からのヒアリングというのも念頭に考えているところでございます。

いずれにいたしましても、後ほど事務局から、日程それから議題につきましてご連絡させていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○吉野座長 それでは、以上をもちまして、今日の会合を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

午前11時51分 閉会